

県議会からの意見聴取に係る専決処分報告について

教育政策課

1 専決処分を行った事案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（以下「地教行法」という。）第 23 条第 2 項の規定による議会から教育委員会に対する意見聴取

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第 23 条 前 2 条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができます。

- 一 省略
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関する除く。）。
- 三 省略
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならない。

2 意見聴取の内容

「知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案」（地教行法第 23 条第 1 項の規定によるスポーツ及び文化財に関する事務を知事へ移管するための条例案）に対する意見（概要は別添のとおり）

3 教育委員会からの意見

異存ない旨を回答

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案について

教育政策課

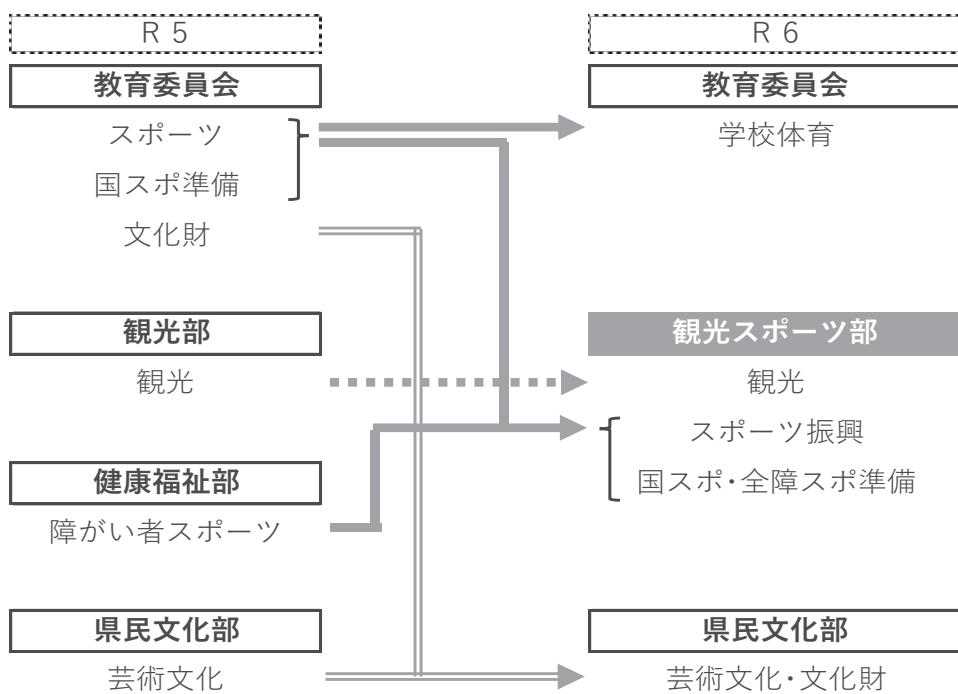
1 改正の理由及び内容

観光、地域振興等に関する施策と連携した効果的な施策の推進を図るため、教育委員会が所管するスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）及び文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管する。

【期待される効果】

- ・令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の県一丸となつた推進
- ・プロスポーツ振興、文化財活用等への知事部局の積極的な取組
- ・「観光×スポーツ」 「観光×国スポ・全障スポ」 「芸術文化×文化財」 など知事部局の既存施策との相乗効果発揮

【体制案】



※本改正に伴い、所管現地機関（県立歴史館、県営上田野球場、県立武道館）も移管するほか、体育センターについては業務を他所属へ移管した上で廃止を予定

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第 7 号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案

知事の事務部局の組織に関する条例（昭和27年長野県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 観光スポーツ部

第6条第1号中「（文化財の保護に関する事務を除く。）」を削る。

第10条の見出しを「（観光スポーツ部の事務）」に改め、同条中「観光部」を「観光スポーツ部」に、「観光に関する事務」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 観光に関する事務。

(2) スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により長野県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により長野県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行するこ

ととなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(長野県営運動場条例の一部改正)

3 長野県営運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）の一部を次のようになります。

第7条中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第11条第1号及び第2号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第6号

中「教育委員会」を「知事」に改める。

第12条及び第16条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(長野県立美術館条例の一部改正)

4 長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のようになります。

第4条第2項中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第8条中「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第10条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第12条第1号及び第2号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号

中「教育委員会」を「知事」に改める。

第13条及び第17条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(長野県立美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の長野県立美術館条例第4条第1項に規定する協議会（以下この項において「旧協議会」という。）の委員は、前項の規定による改正後の長野県立美術館条例第4条第2項の規定により任命さ

れたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかるわらず、その者の旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野県山岳総合センターライセンス条例の一部改正)

6 長野県山岳総合センターライセンス条例（昭和44年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条及び第10条第4号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第11条第1号及び第2号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第12条及び第16条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(文化財保護条例の一部改正)

7 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第4条第1項から第3項まで及び第6項並びに第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条中「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項

中「教育委員会」を「知事」に改める。

第14条、第15条第1項、第16条第3項、第4項、第8項及び第9項、第17条、第18条第1項、第19条第1項から第3項まで、第20条第1項、第2項及び第5項、第21条、第22条第1項、第23条第1項並びに第24条中「教育委員会」を「知事」に改める。
第25条第1項中「教育委員会」を「知事」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第26条第1項、第27条、第28条第1項、第30条第1項及び第31条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第32条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第33条、第35条第1項及び第2項、第36条第1項及び第2項並びに第39条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第43条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第46条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の文化財保護条例第38条に規定する長野県文化財保護審議会(以下この項において「旧審議会」という。)の委員又は臨時委員は、前項の規定による改正後の文化財保護条例第39条第3項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条例第40条の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員又は臨時委員としての残任期間と同一の期間とする。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長野県立歴史館条例の一部改正)

10 長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第5条及び第9条中「長野県教育委員会」を「知事」に改める。
(長野県立歴史館条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の長野県立歴史館条例第4条第1項に規定する協議会(以下こ

の項において「旧協議会」という。) の委員は、前項の規定による改正後の長野県立歴史館条例第4条第2項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかるわらず、その者の旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 12 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表の1の3の項の次に次のように加える。

1 の 4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるものの	長野市及び松本市
(1) 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下この項において「政令」という。）第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理	
(2) 政令第5条第2項の規定により行うこととされた法第93条第2項の規定による指示	
(3) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第1項の規定による通知の受理	
(4) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第2項の規定による通知	
(5) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第3項の規定による協議	
(6) 政令第5条第1項第5号の規定により行うこととされた法第94条第4項の規定による勧告	

(長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

13 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

（長野県立武道館条例の一部改正）

14 長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条及び第10条第4号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第11条第1号及び第2号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第12条及び第16条中「教育委員会」を「知事」に改める。

（長野県附属機関条例の一部改正）

15 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県観光振興審議会の項の次に次のように加える。

長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
--------------	---	-------	-------	----

別表の2の長野県スポーツ推進審議会の項を削る。

（長野県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

16 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の長野県附属機関条例の規定に基づく長野県スポーツ推進審議

会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員は、前項の規定による改正後の長野県附屬機関条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

5教政第218号

令和5年（2023年）12月1日

長野県議会議長

佐々木 祥二 様

長野県教育委員会



意見聴取について

令和5年（2023年）11月30日付け5議議第94号で意見聴取のありました下記の条例案については、異存ありません。

記

第7号 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案